

旭川医科大学病院病理部委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学病院病理部委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院病理部委員会規程（平成18年旭医大達第41号）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 病理部長</p> <p>(2) 診療科若しくは臓器別診療科の科長又は<u>診療科若しくは臓器別診療科の副科長のうちから</u> 3人</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>2 前項第2号及び第3号の委員は、病院長が委嘱する。ただし、第3号の委員については、あらかじめ学長の承諾を得るものとする。</p> <p>第4条～第9条（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年5月12日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、令和3年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>病理部委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るものである。</p>	<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 病理部長</p> <p>(2) 診療科の科長又は副科長のうちから 3人</p> <p>(3)～(5)（略）</p> <p>2 前項第2号及び第3号の委員は、病院長が委嘱する。ただし、第3号の委員については、あらかじめ学長の承諾を得るものとする。</p> <p>第4条～第9条（略）</p>